

第9章

ラオスにおける職業技術教育訓練の現状と課題

(特活) 国際協力NGO・IV-JAPAN

須田 裕美

はじめに

ラオスにおける職業技術教育訓練 (Technical and Vocational Education and Training: TVET) の開発の歴史は浅く、ラオス政府が産業人材育成を本格的に始めたのは2000年代後半に入ってからである。それまでは様々なアクターが個別に職業訓練を提供しており、規模の差はあるが村人の生活向上や現金収入創出といった目的で行うノンフォーマルな職業訓練が主流であった。2015年末のAEC設立にともない、労働市場の需要に応えられる技術を持つ人材の輩出が急速に求められるようになり、TVETへの国際支援も徐々に拡大してきた。

本稿はラオス教育スポーツ省およびその他のステークホルダーによるTVET開発への取り組みについて取り上げ、これらの取り組みの中で見えてきた課題に対し、筆者の5年にわたるTVET開発の現場経験を踏まえ、具体的な解決アプローチについての考察を述べるものとする。第1節ではラオスにおける職業技術教育訓練の全体像を整理し、第2節では特に教育スポーツ省がこれまで実施してきた取り組みの中で、浮かび上がってきた課題について説明している。第3節では教育スポーツ省が作成した『TVET開発計画2016-2020』に触れ、第4節では同計画が質の高いTVET実現に効果を発揮するために必要となる根本的な課題解決アプローチについての考察を述べている。

第1節 ラオスにおけるTVETの現状

1. TVET開発の変遷と主要関連法案および開発戦略

ラオスにおけるTVET開発は『2006年から2020年までの職業技術教育訓練戦略計画』（ラオス教育スポーツ省[2006]）が最初の青写真と言えるが、そのほとんどが進捗していない。国家開発計画および教育開発計画の中でTVETがそれほど重要視されてこなかった¹ため、教育スポーツ省においてTVETは高等教育および職業技術局としてひとつにまとめられていた。そのため、従来のTVET開発は後期中等教育修了者を対象としたディプロマ（11+2あるいは11+3）²や学士号の授与に焦点が当てられたものだった。しかし、2015年のAEC設立が目前にせまると、目まぐるしく変化する地域経済において労働市場の需要に対応できる人材を多量に輩出する必要性が生じ、初等教育修了者および前期中等教育修了者といった低学位取得者を対象としたTVET開発へのニーズが急速に高まった。これを受け、2008年にTVET機能が高等教育から分離し、新たに職業技術教育局（Technical and Vocational Education Department: TVED）が設置された³。

¹ 開発予算の大半をODAに依存するラオスでは、ドナーの関心事により開発政策が左右されることが多々ある。以前はドナーの関心事がMDG達成およびEFA（Education For All）に集中していたため、初等中等教育就学率や識字率などに重きを置いた政策が主流で、TVETはそれほど注目を集めてこなかった。また、一般教育開発と比較してTVET開発には多額の初期投資が必要になることや、目まぐるしい技術革新のスピードにあわせて投資をしていくことが限られた予算の中では難しかった。MoES [2006]

² 以前は初等5年、前期中等3年、後期中等3年の合計11年が一般教育であったが、現在は前期中等教育が4年間となり合計12年で、その後のTVET教育年数を加え12+2や12+3と表記される。

³ Website of TVED MoES

ラオス政府は学校教育が職業技術を必要とする新たな産業も含めた労働市場に呼応したものであるよう保証されるべきと強調し、教育スポーツ省はこれら労働市場の需要に応えられるような幅広い層の人材育成を可能にするものとして、統合職業教育訓練（Integrated Vocational Education and Training: IVET）（詳細は第2節で説明）を国家人財開発戦略の中心的役割を担うものとして位置づけることとした⁴。前期中等教育修了者を対象とした専門課程（9+3）⁵の開発に焦点をあて、国際機関がラオスの学校教育におけるTVET開発を本格的に開始したのは2010年のADBによる職業技術教育訓練強化プロジェクト（Strengthening Technical and Vocational Education and Training Project: STVET、2010年～2016年）からである。これを皮切りに、TVET開発への国際支援は過去5年間で急激に増加した⁶。

年月日	主要関連法案および開発戦略
2002年	国家訓練協議会（National Training Council: NTC）設立
2007年3月7日	2006～2020年までの職業技術教育訓練戦略計画
2008年11月17日	職業技術教育開発マスタープラン2008-2015
2009年4月	教育セクター開発枠組み（ESDF）2009-2015
2010年1月22日	職業技術教育訓練および技能開発に関する首相令
2011年9月	教育セクター開発5カ年計画（ESDP）2011-2015
2011年2月8日	後期中等教育カリキュラム施行承認および公開に関する教育スポーツ省令
2013年12月23日	職業技術教育訓練法
2013年12月24日	改定労働法
2015年3月30日	公的機関および民間機関による職業教育修了証発行についての教育スポーツ省令
2015年7月16日	改定教育法
2015年11月27日	職業技術教育訓練開発計画2016-2020
2015年11月30日	職業技術教育カリキュラム国家基準についての教育スポーツ省令
2016年1月5日	2030年までのビジョン、2025年までの戦略、および、第8次教育スポーツセクター開発5カ年計画（ESDP）2016-2020

2. TVET開発アクター

ラオスでは官民間問わず様々なアクターがTVETを提供しており、教育スポーツ省はその内容を把握しきれていないのが現状である。以下、現時点で筆者が把握している限りのラオス国内のTVET機関と国際開発援助団体の連携について紹介する。

(1) ラオス国内のTVET機関

公的部門では教育スポーツ省、労働福祉省のほか、保健省、農林省、財務省、情報文化省、司法省、ラオス銀行がそれぞれの分野に特化したTVET機関を持っている⁷。その他にラオス

⁴ MoES [2009]

⁵ 日本の専門学校、高等専門学校にあたる。

⁶ 国際開発援助機関のTVET開発プロジェクトの予算規模はAnnex3を参照。

⁷ 保健省傘下には保健科学大学と看護学校12校、医療リハビリセンターの傘下にある障害者のための職業訓練校（首都ヴィエンチャン、ナーサイトン郡シークッド村）などがあり、財務省傘下には訓練機関3機関、農林省傘下には特別訓練機関5機関、情報文化省傘下には訓練機関5機関、司法省傘下には訓練機関3機関、ラオス銀行には訓練機関1機関が存在する。MoES [2016]

人民革命党傘下の団体ではラオス女性同盟 (Lao Women's Union: LWU)⁸、ラオス青年同盟 (Lao Youth Union: LYU) が、民間セクターではラオスナショナル商工会議所や業界団体がそれぞれ独自にTVETを展開している。また、ラオスではローカルの市民団体 (Non-Profitable Associations: NPAs) による活動はあまり活発ではないものの、海外からの支援を受けながら職業訓練を展開している団体もある。活動内容やレベルに差はあるものの、存在している69のNPAsのうち12団体でTVETが実施されている⁹。

(2) TVET開発を支援する国際開発援助団体

図1はTVET開発を支援する国際開発援助団体の俯瞰図である。教育スポーツ省にはTVEDの他にノンフォーマル教育局 (Non Formal Education Department: NFED)、中等教育局¹⁰、高等教育局¹¹および各県の教育スポーツ局 (Provincial Education and Sports Service: PESS) や郡教育事務所 (District Education and Sports Bureau : DESB) がTVETに関与している。TVET開発に携わる国際開発援助団体は多くあるが、そのほとんどがTVEDかNFEDをカウンターパートにプロジェクトを実施している。TVEDをカウンターパートとし、ラオスにおけるTVET開発支援の中心的存在であるのがGIZ¹²およびADBである。その他に、SDC¹³、やLuxDev¹⁴、TICA¹⁵といった政府系援助機関がTVEDを支援している。また、TVEDが進めている学校教育としてのTVET開発に対し、NFEDでは従来生涯教育の一環として職業訓練を実施してきた。NFEDと共に職業訓練を実施してきた主なINGOにAPHEDA¹⁶とIV-JAPAN¹⁷がある。APHEDAは、2000年からLWUをカウンターパートに貧困層の女性を対象にした職業訓練を展開し、カリキュラム開発も行っている。IV-JAPANは、2001年からNFEDをカウンターパートに首都ヴィエンチャンにてノンフォーマル教育における職業訓練システムの開発を始め、2011年からはTVEDとともに新たな職業訓練スキームの開発およびTVET教員養成を行っている。

また、労働福祉省には労働技能開発局および年金病弱障害局があり、韓国国際協力機構 (Korea International Cooperation Agency: KOICA) が労働技能開発局をカウンターパートに

⁸ 首都ヴィエンチャン、ルアンパバーン県、シェンクワン県、ヴィエンチャン県、サワンナケート県、チャンパサック県、セコン県に職業訓練センターを所有しているが、最初の3県以外は予算不足によりあまり機能していない。

⁹ Learning House for Development [2014]

¹⁰ 2011年『教育セクター開発計画2011-2015 (ESDP 2011- 2015)』にて後期中等教育へのTVET導入が決められ、2011年2月8日に出された「後期中等教育カリキュラム施行承認および公開に関する教育スポーツ省令」により、後期中等教育にTVET基礎を導入することが承認された (参照Annex 4)。しかし、実際のところは学校側が訓練機材や教材の調達コストをまかなうことができず、実施されていない。今後、IVET校の近隣に位置する高等学校をパイロット校として実施する準備をしている。教育スポーツ省への聞き取り。

¹¹ 高等教育局とはJICAがラオス国立大学工学部とITサービス産業人材育成プロジェクトやラオス日本人材開発センター (LJI)を通して産業人材育成を支援している。

¹² Deutsche Gesellschaft fuer Internationale Zusammenarbeit (ドイツ連邦国際協力社)

¹³ Swiss Agency for Development and Cooperation (スイス開発協力庁)

¹⁴ Luxembourg Development Cooperation (ルクセンブルグ開発協力)

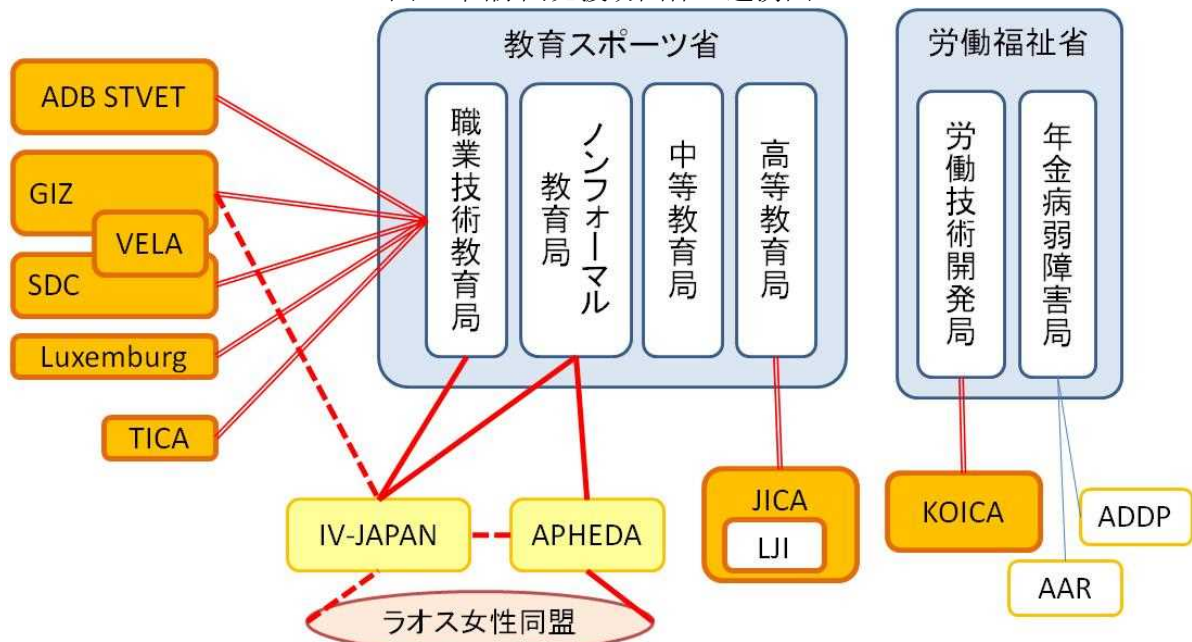
¹⁵ Thailand International Cooperation Agency (タイ国際協力庁)

¹⁶ Australian People for Health and Education Development Association.

¹⁷ International Cooperation NGO IV-JAPAN。IV-JAPANはJICA草の根技術協力事業 (パートナー型) スキームで短期職業訓練トレーナー育成プロジェクト (2011-2016) 約642,500USDを実施している。その他にNFEDをカウンターパートに、ナーサイトン職業訓練校の設立およびNFEDCにおける木工職業訓練校の設立、シェンクワン県職業訓練校建設、OJTプロジェクトで養成したトレーナーの配置されている職業訓練校への訓練資機材の提供などあわせて約482,000USD (2010-2016)の職業訓練事業を実施している。

2004年からLao Korea Vocational Training Centerを建設し、労働技能開発プロジェクトを展開してきた。当該センターは既に労働福祉省に譲渡され、現在はSkills Development Institute: SDIとなっている。SDIでは、コンピューター、自動車整備士、電気配線工、電子機器、調理、美容、縫製、木工、建築の9つの職種18の訓練が提供されている。コンピューターおよび自動車整備士、電気配線工が主要な職種となっており、これらのカリキュラムや教材はILO基準に従って作成されているが、その他の科目はまだ開発途上にあると言える。年金病弱障害局とは、日本のNGOであるADDP19とAAR Japan20がそれぞれ草の根レベルで障害当事者を対象に職業訓練を展開している。

図1 国際開発援助団体の連携図



出所：筆者作成

(3) 教育スポーツ省と労働福祉省

教育スポーツ省と労働福祉省のそれぞれの傘下にあるTVET機関をまとめた組織図を、図2に示す。

①教育スポーツ省傘下のTVET機関

TVETの傘下には職業教育開発機関（Vocational Education Development Institute: VEDI）があり、TVET提供から、カリキュラム開発、教員養成までラオスのTVET開発の中枢を担っている。その他に、パクパサク技術短期大学（Packpasak Technical College）や、工科大学、ラオス観光ホスピタリティ国立研究所（Lao National Institute of Tourism and Hospitality: LANITH）、ラオスドイツ技術短期大学といったTVET機関が、公立・私立ともに各県に存在する21。

NFED傘下には地域ノンフォーマル教育開発センター（Non-Formal Education Development Center: NFEDC）が北部（ルアンパバーン県）、中部（首都ヴィエンチャン）、南部（チ

18 2011年より中央職業能力開発協会（JAVADA）が「左官」「機械検査」「電気機器組立」等について技能評価技法研修、技能評価者講習を実施している。

19 アジアの障害者活動を支援する会（Asian Development with the Disabled Persons）

20 難民を助ける会（Association for Aid and Relief, Japan）

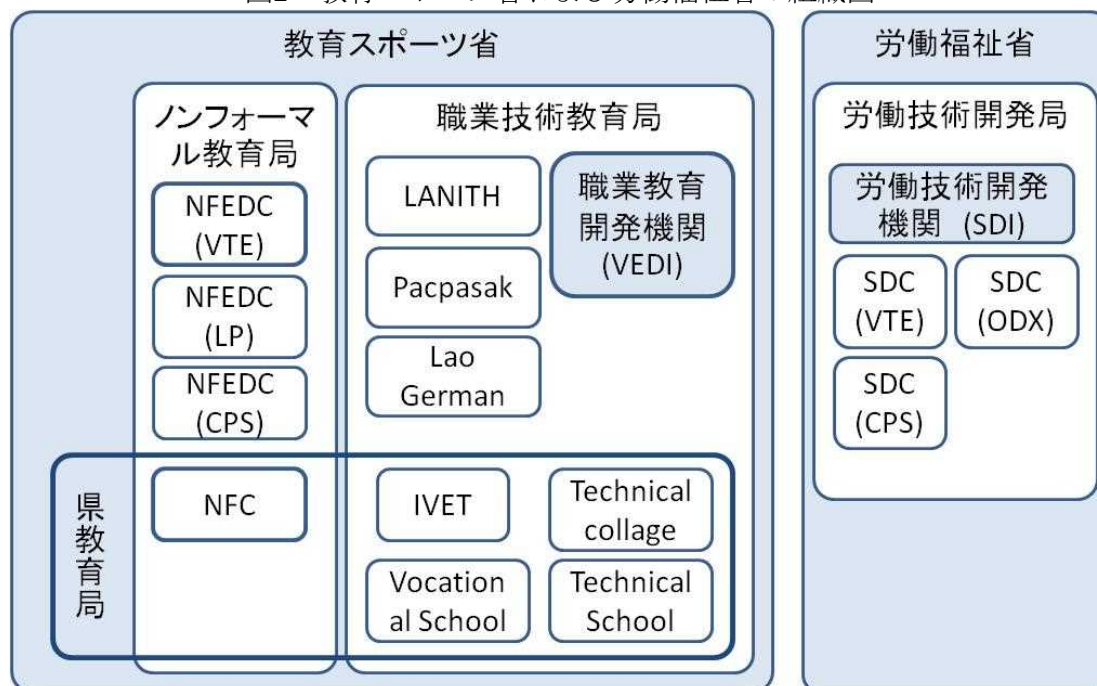
21 Annex 5参照。

チャンパサック県) にひとつずつ設立されており、各県のノンフォーマル教育センター (Non-Formal Education Center: NFC) を統括している。NFCはおもに識字教育や前期中等教育を中途退学者向けに提供してきたが、近年になってTVET基礎課程もカリキュラムに組み込むことになり、現在TVET教員養成を急いでいる。

②労働福祉省傘下のSkill Development機関

労働福祉省には労働技能雇用開発局 (Department of Skill Development: DSD) があり、その傘下に労働技能開発機関 (Skills Development Institute: SDI) および労働技能開発センター (Skill Development Center: SDC) が首都ヴィエンチャン、ウドムサイ県、チャンパサック県にある。

図2 教育スポーツ省および労働福祉省の組織図



出所：筆者作成

国全体としての産業人材育成を牽引していくのが、教育スポーツ省と労働福祉省の二つの省である。両省の連携がラオスにおける産業人材育成の強固な基盤づくりには不可欠であるが、足並みはそろわず開発体制は脆弱な状態にある。労働福祉省により提出された2010年首相令第36号『職業技術教育訓練および技能開発に関する首相令』において改めて両省が協働するように命令が出されたが、この首相令では教育スポーツ省の役割について具体的な記載がない。その後、教育スポーツ省が『職業技術教育訓練法：TVET法』を、労働福祉省が『改定労働法』を同時に提出し、両法律は1日違いで国会を通過した。しかしこれらの法律は同じテーマを扱いながら、両省が独自の規定を設けており国家方針として一貫性がない。

3. TVET就学状況

TVETの就学者数は、表1、表2のとおり増加傾向にある。私立TVET機関と比較して、公立TVET機関の就学者数の増加が顕著であった要因として、1) 国立大学の入学定員数の減少、2) 私立大学による学士号授与の一次停止、3) 公立TVET施設・機材および学生寮の質の向

上、4) 公立TVET進学者への奨学金の増加があげられる²²。奨学金についてはバウチャー教育支援プログラムとしてSTVETが2014年から約4,500名に支給、VELA²³が2013年から女性や少数民族、遠隔地在住者などの社会的弱者を対象に約2,000名に支給している。これらの社会的弱者を含む低学位取得者を対象とした短期職業訓練の就学者数は奨学金支給が停止した2015年度に落ち込み、TVET就学は奨学金の有無に左右されていると言える。しかし、今後10年は毎年約96,000人の若者が労働市場に輩出されるとされており²⁴、こういった人々が職業技術を習得できる環境が求められている。

表1 公立TVET機関の就学者数の推移

(単位：人)

学 位	教育年度				
	2010-2011	2011-2012	2012-2013	2013-2014	2014-2015
学士号	807	1,737	2,216	1,042	55
上級ディプロマ	7,883	8,077	7,302	9,129	10,195
ディプロマ	8,522	7,324	339	55	13,081
修了証	909	1,358	2,029	3,046	2,933
合計	18,121	18,496	*20,886	*23,567	26,264

(注) 1. ラオス教育年度:10月～翌年9月

2. 表の数字と総計数が一致していない

出所：MoES [2016]

表2 私立TVET機関の就学者数の推移

(単位：人)

学 位	教育年度				
	2010-2011	2011-2012	2012-2013	2013-2014	2014-2015
修士号	500	512	806	778	595
学士号	14,502	18,710	23,469	18,693	11,696
上級ディプロマ	17,345	15,833	15,745	21,785	23,766
ディプロマ	665	320	78	86	88
修了証			100		260
合 計	33,012	35,375	40,198	41,342	36,405

出所：MoES [2016]

第2節 教育スポーツ省におけるTVET開発の現状

本節ではこれまでTVETが抱えてきた課題に対し、教育スポーツ省がどのような取り組みを行ってきたのかを紹介し、その進捗および成果、そして新たに浮き彫りとなった課題についてまとめる。

²² MoES [2016] 国立大学の入学定員数の減少は、学士号取得者数を増やすために教育政策として国が奨学金を多く出し国立大学への就学者数を増やした結果、学生の質が低下したことが原因であると言われており、また、国立大学進学が叶わなかった学生が次に目指す私立大学による学士号授与の一次停止もその質の担保ができないことが原因であると言われてしている。

²³ Vocational Education in Laosのことで、GIZとSwiss Development Cooperation (SDC) による共同プロジェクト。

²⁴ WB [2014]

1. TVET関連の法整備および仕組みの強化

(1) 国家学位資格フレームワーク (NQF)

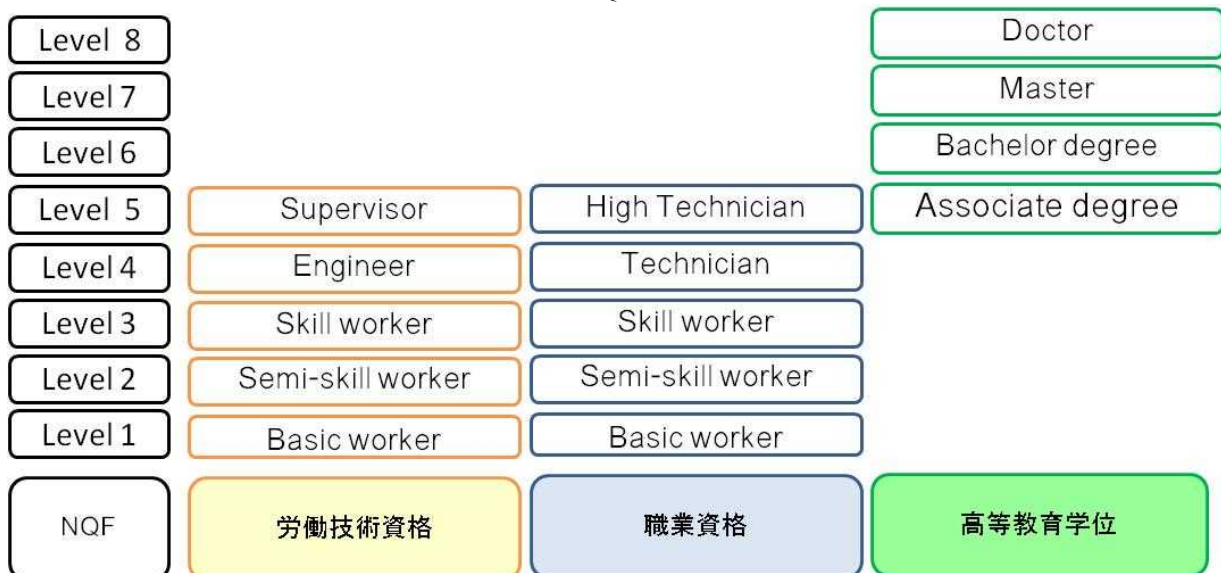
これまで、様々なアクターが独自のカリキュラムでTVETを提供してきたために、市場には訓練内容や期間が異なる修了証やディプロマが溢れていた。企業採用担当者や学校、生徒、保護者たちはこれらの修了証やディプロマの価値、つまり、その人物がどれだけの職務能力を保有しているかということや、進学するに足る能力を保有しているかどうかについて判断する術がなかった。こういった課題を解決するため、2008年のTVET開発マスタープランで国家学位資格フレームワーク (National Qualification Framework: NQF) の設定が盛り込まれているが、2016年7月現在で完成していない。

NQFは英語を直訳すると国家資格フレームワークだが、ラオス語原語はຂອບວຽກທີ່ການສຶກສາແຫ່ງຊາດで、直訳すると「国家学位フレームワーク」となり、日本でいう国家資格とは別のものを指す。日本では国家資格と学位は別のものとして位置づけられており、国家資格を取得するための国家試験の受験の際に、取得学位に応じていくつかの試験科目が免除される仕組みがそれぞれの職業に関する法律により定められている²⁵。しかし、ラオス教育スポーツ省が開発中のNQFは高等教育学位と国家資格が混同しており、また、日本のような国家試験や技能認定試験などの独立した資格認定の仕組みが確立していないため、学位取得が開業や就業の際の判断基準になってしまっている状態である。

(2) 教育スポーツ省と労働福祉省の連携

NQF開発は教育スポーツ省と労働福祉省が協働すべき課題であったが、それぞれが別々に開発を行ってきた。教育スポーツ省はTVETに関する資格を「職業資格フレームワーク (Vocational Qualification Framework: VQF)」とTVET法にて定義し、労働福祉省は改定労働法にて「労働技術資格 (Labor skill Qualification)」と定めている。これら二つの法律は一貫性に欠けるものの、それぞれの条文からは少しずつ歩み寄りの様子が伺え、ゆくゆくは図3のように定められると想定されている。しかしながら、それぞれの資格レベルの基準も定まっておらず、同じレベルのVQFと労働技術資格でも必要とされる訓練時間やカリキュラムに差があるのが現状である。

図3 NQF (案)



出所：GIZ、SDI資料および改正労働法、TVET法にもとづき筆者作成

²⁵ 中央教育審議会大学分科会大学院部会、文部科学省[2004]「国家資格と学位との関係について (主なもの)」

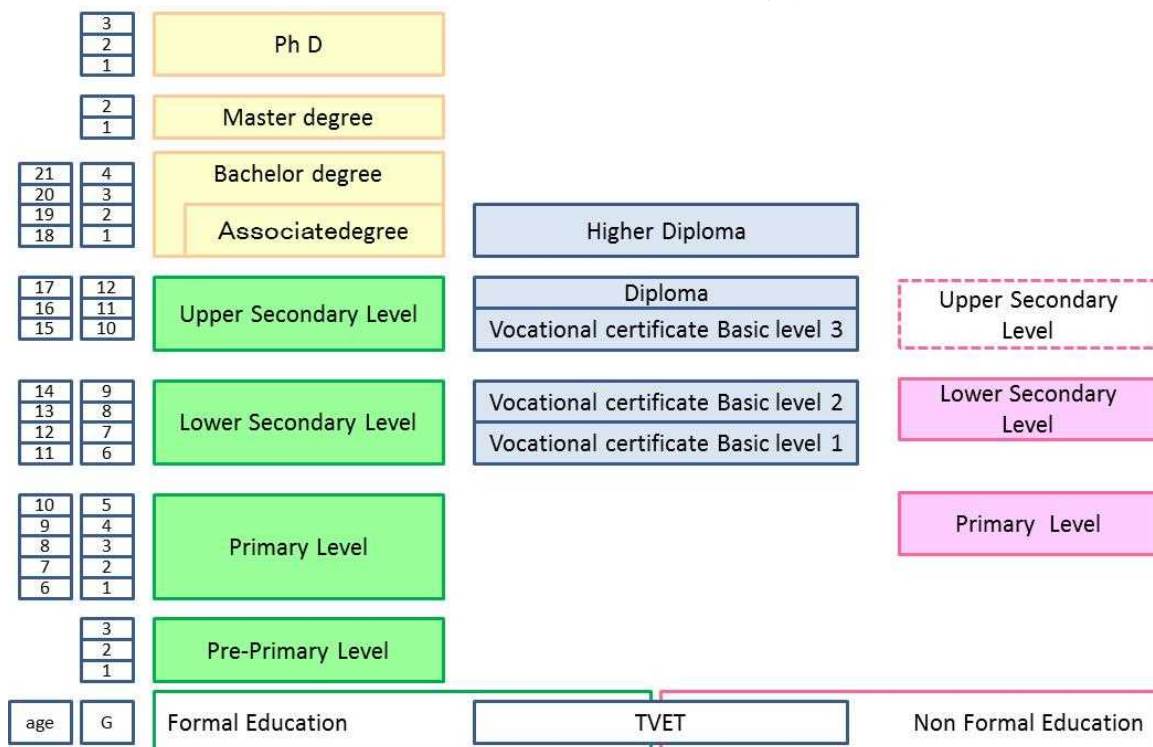
上述のとおり5段階に分けられることが確定した職業資格を取得するための学位として3つの修了証（Vocational Certificate Basic Level C1、C2、C3）と2つのディプロマ（Diploma、Higher Diploma）がTVET学位として設定され、それに従いカリキュラムが開発されることとなった。図4はNQFにおける職業資格とTVET学位の相対表で、図5は教育システムにおけるTVETの位置づけをTVET法に基づき整理したものである。また、表3はTVET学位取得に必要な入学基準や総訓練時間数を定めたものである。

図4 NQFにおける職業資格とTVET学位の相対表

Level 8				Doctor
Level 7				Master
Level 6				Bachelor
Level 5	Supervisor	High Technician	High Diploma	Associate Degree
Level 4	Engineer	Technician	Diploma	
Level 3	Skill worker	Skill worker	Vocational Certificate Level 3	
Level 2	Semi-skill worker	Semi-skill worker	Vocational Certificate Level 2	
Level 1	Basic worker	Basic worker	Vocational Certificate Level 1	
NQF	労働技術資格	職業資格	TVET学位	高等学位

出所：TVET法、改定労働法に基づき筆者作成

図5 教育システムにおけるTVETの位置づけ



出所：TVET法に基づき筆者作成。

(3) 学校教育TVET、ノンフォーマル教育TVETの間の単位認定

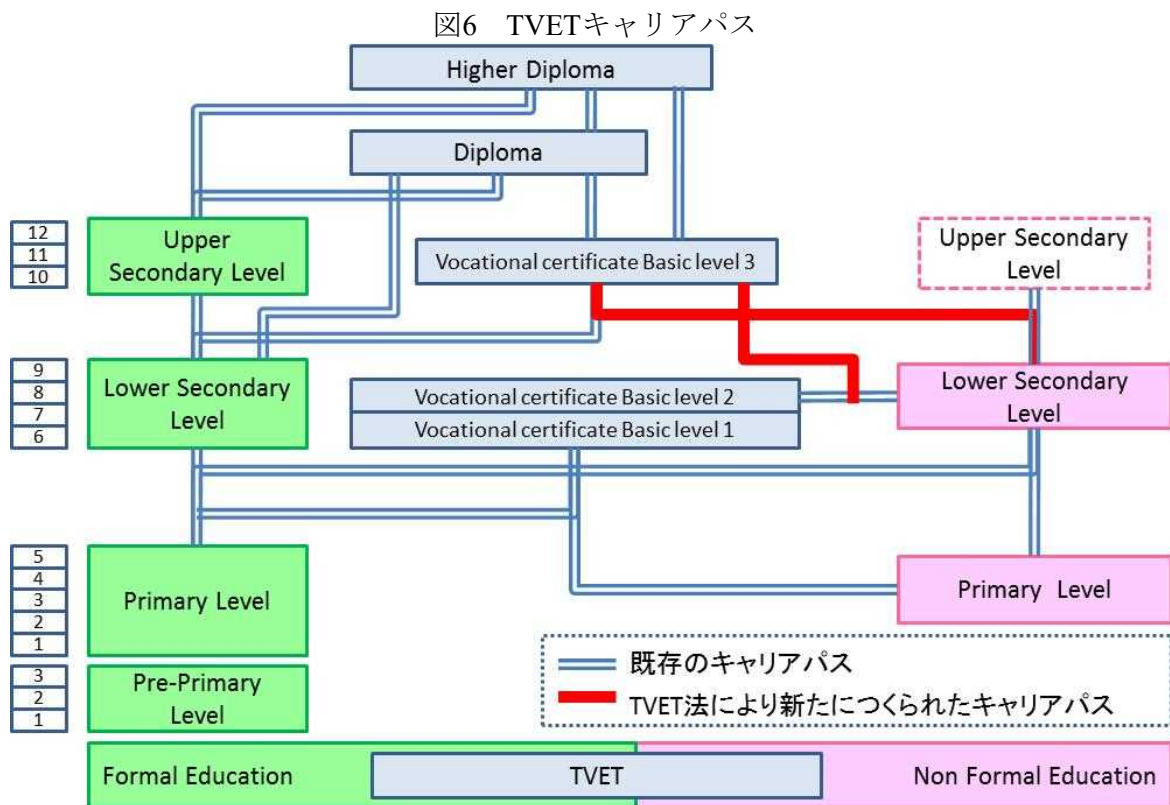
これまでTVET修了後に起業しようとしても、行政から修了証の有効性を認められず開業許可を得られなかったり、職業訓練修了後にさらに進学を希望した場合に入学基準に満たないとされ、進学できないといった実務面での障害が、ノンフォーマル教育のTVET機関で頻

繁に発生していた。訓練の質は学校教育TVETと同等あるいはそれ以上である場合もありながら、ノンフォーマル教育TVETであるというだけで修了証が認められないという状態が長年続いており、訓練生は開業や進学のために既に習得済みの職業技術を学校教育TVETで再度習得しなおさなければならなかった。

表3 TVET学位・資格別訓練概要

NQF	TVET学位	入学基準	訓練期間
Level 1	C1	初等教育修了あるいは同等、およびそれ以上の学位	3-6ヶ月
Level 2	C2	初等教育修了あるいは同等、およびそれ以上の学位	C1取得者は6ヶ月 1年
Level 3	C3	前期中等教育修了あるいは同等、およびそれ以上の学位	C2取得者は1年 前期中等教育修了者は最低2年
Level 4	Diploma	前期中等教育修了あるいは同等、およびそれ以上の学位	C3取得者は最低1年 前期中等教育修了者は最低3年 後期中等教育修了者は最低2年
Level 5	Higher Diploma	後期中等教育修了あるいは同等、およびそれ以上の学位	C3取得者は最低3年 Diploma取得者は1-2年 後期中等教育修了者は最低3年

出所：MoES [2016]



出所：TVET法に基づき筆者作成

これまでのTVET開発はディプロマやC3以上のレベルに焦点が当たっており、低学位取得者は対象とされてこなかった。しかし、新たにTVET法によりC1、C2の職業資格が追加されたことで、これまでノンフォーマル教育TVETとして短期職業訓練を修了した者にも職業資格が認められるようになった。図6はTVET法で新たに設定されたTVET教育システムに基づいたキャリアパスである。義務教育が従来の初等教育（P5）から前期中等教育（M4）まで

引き上げられた²⁶ため、職業資格C3に進学するには、前期中等教育の修了が必須条件となっている。C1、C2の職業資格があれば、ノンフォーマル教育の一般教育過程で前期中等教育を修了できれば、その先の進学がスムーズになる。結果として訓練期間の短縮やその間の経済的負担の軽減につながるため、TVET就学生のキャリアアップを促進できるようになった。ラオスの前期中等教育就学率は2012年度でようやく69%となっており、同年度の中退率はM1で11.7%、M2で9.4%、M3で5.9%、M4で5.2%と以前と比較して改善は見られるものの未だ高い水準にある。人口の大半が低学位取得者である現状で、これらの人々を対象としたC1およびC2の職業資格を認めることはTVETの裾野を広げるだけでなく、全体的な労働人口の底上げに繋がることになる。

(4) 学校教育TVET、高等教育の間の単位認定

TVETのキャリアパスでは上級ディプロマが最高学位となる。図4では、TVETにおける上級ディプロマは高等教育におけるアソシエイト・ディグリーと同等の学位になる。しかしながら、TVET上級ディプロマから大学の関連学部編入するのが難しいのが現状である。大学編入基準と照会して不足している科目の履修をしていくのが通常であるが、高等教育局とTVETの間でのカリキュラムの照合や単位認定についての協議はまだなされていない。

2. 統合職業教育訓練 (IVET)

AEC設立に向けて低学位取得者の労働力化への需要が高まってきたため、新卒者や既に就職している労働者、障害をもつ人々など老若男女問わず様々なターゲットがおかれた状況にあわせてTVETを提供する必要がでてきた。プログラムはフルタイムおよびパートタイムと訓練時間に柔軟性を持たせ、また、実務経験をインフォーマル教育としてカウントし、民間企業と連携した訓練の実施を重視することが示された。様々なニーズを持つ訓練生に包括的に対応するため、また既存の訓練施設における人的資源や訓練機材の有効活用のために、教育スポーツ省はひとつの学校の中で様々なレベルのTVETを提供できるようにする統合職業教育訓練 (Integrated Vocational Education and Training: IVET) を推進している。統合職業教育訓練校 (IVET校) に指定されている学校は全国に9県に設置されている²⁷が、その質に改善の余地が残る。

IVET校における修了証 (C1、C2、C3) レベルのTVET提供の重要性は地方において極めて高いといえる。教育スポーツ省は地方における前期中等教育修了者向けの専門課程 (9+2) を展開しようとしてきたが、高い中途退学率が続いた。これには様々な理由があるが、地方においては訓練生が前期中等教育修了の入学基準を満たしていたとしても、基礎学力が十分に備わっておらず訓練内容についていけないということがあげられる。その他には、家事手伝いや農作業の手伝いが優先されるなど訓練の価値に対する保護者の理解を得られないなど家庭の事情により訓練を中断せざるをえない文化的背景がある。このような環境で訓練生が全訓練課程を修了することは難しい。これをうけ、国際開発援助団体は短期間で分割された技術単位ごとに職業技術を習得できる短期職業訓練の提供に活動の方針を移してきている²⁸。

3. コンピテンシー・ベースト・トレーニング (CBT)

教育スポーツ省ではIVETの展開を加速させるために、STVETの中でコンピテンシー (職能) ごとの習得を主軸にしたコンピテンシー・ベースト・トレーニング (Competency Based Training: CBT) に重きをおいたTVET開発を推進してきた。コンピテンシー・ベースト・カ

²⁶ 改定教育法 (2015) M1~M4は中学1年から前期中等教育の4年間を、M5~M7は後期高等教育の3年間を表す。初等教育の5年間はP1~P5と表す。

²⁷ 参照Annex5。

²⁸ VELA (GIZ) への聞き取り調査。

リキュラム (Competency Based Curriculum: CBC)²⁹はモジュール制 (Modular system) を導入している。コンピテンシーごとにモジュール訓練パッケージ (Modular Training Packages: MTPs) が生まれ、訓練生はそれらモジュールを一つずつ履修していくことで、最終的に必要とされるすべてのコンピテンシーを満たすことができる仕組みになっている。教育スポーツ省は2015年11月により『職業技術教育カリキュラム国家基準についての教育スポーツ省令』を出し、これまでの単位制カリキュラムに加えCBCを正式なカリキュラムのひとつとして設定した。また、CBC開発には基準となる職能基準 (コンピテンシー・スタンダード) の開発が前提になるが、教育スポーツ省および労働福祉省は別々に開発を進めているのが現状である³⁰。

これまで地方出身の訓練生は訓練への意思があっても経済的理由や文化的理由により中途退学を余儀なくされることが多々あった。モジュール制導入後はコンピテンシーごとに訓練がモジュール化されているため、ある程度まとまったモジュールを履修し、一度労働市場に戻り訓練生活にかかる経費を貯めてから復学が可能のため、包括的にコンピテンシーを身につけた人材の育成が促進されることになる。また、これまでTVETを受けたことはないが労働市場での実務経験の中でインフォーマルに職業技術を習得してきた人々にとっても、不足しているあるいは最新技術を扱うモジュールなど、自分に必要なモジュールを選んで履修することができる。基礎教育水準が均等ではなく様々なバックグラウンドを持つ人々を包括的に対象としなければならないラオスのTVET開発にとって、CBTの導入は画期的な仕組みであり、ラオスの人々の国民性や文化にも適合していると言える。それぞれのTVET機関が質の伴う訓練を提供できる体制が整った暁には大きな効果を発揮するものと考えられる。

4. TVET開発におけるPPP (Public-Private Partnerships)

TVET開発に民間企業を巻き込むことは、労働市場の需要に応えられるTVETの質の向上にとって必須とされてきた。これまでのPPPの最大の目的は訓練生やTVET教員の実践訓練機会の増加であったため、各学校がそれぞれ訓練生を民間企業に数週間から数ヶ月間インターンシップに送り単位認定するという仕組みをとってきた³¹。しかし、学校で習得する技術と実際に現場で必要とされる技術に乖離があることから、政策決定レベルでのPPPの必要性が認識されているものの、TVET開発に関わる民間企業経営者が少ないことから大きな進捗は見られていない。

GIZが民間企業での実地訓練 (Dual Cooperative Training: DCT) を盛り込んだカリキュラム³²の開発を始めたばかりであり、2016年9月から全国の6つのパイロット校³³において試験的に導入する予定である。ここで留意したいのは、学校で訓練すべき範囲と民間企業での実地訓練により鍛錬すべき範囲の境界線をどこに引くかということと、民間企業側のインセンティブの問題である。世界の技術進歩のスピードに合わせ、学校側が常に訓練機材を新しいものに買い換えるということは予算的に難しい。最新の機械を使用し技術を学ぶ環境を民間企業に整えてもらうことが狙いである。しかし、民間企業の負担が大きい訓練スキームになれ

²⁹ 2014年に17職種の前期中等教育修了者を対象としたCBCを完成させている。参照Annex 6. IV-JAPANは調理・縫製・美容・木工の職業訓練カリキュラムを「職業技術教育カリキュラム国家基準についての教育省令 (2015)」に従いCBCへと再構成した。

³⁰ 参照Annex 7

³¹ 「職業技術教育カリキュラム国家基準についての教育省令 (2015)」では140～160時間のインターンシップが1単位として認められると規定されている。

³² ドイツ系開発援助団体はDual Cooperative Trainingやin-company vocational trainingと称し、ラオスだけでなく東南アジア諸国を対象に展開している。

³³ ラオ・ジャーマン技術短期大学、パクパサック技術短期大学、ドンカムサン農業技術学校、ヴィエンチャン技術短期大学、ルアンパバーン職業技術学校、チャンパサック職業技術短期大学。

ば、協力企業側に訓練生受け入れに掛かる費用相応のメリットがなければ継続は難しい。STVETではSpecial skill contracting trainingとして、選抜された訓練生を1ヶ月民間企業の工場などで訓練するプログラムを実施している³⁴。生徒1人あたり2,000USDをADBが受入先の民間企業に支払う金銭的インセンティブを提案したものの、興味関心を示した民間企業は数少ない。財務面での持続可能な仕組みづくりが今後の課題であり、TVET開発に参画した民間企業に対し税制面での優遇制度を設けるといった案も出てはいるが、財務省との連携・調整が必要になる。人材育成投資と税収源とのバランスという国家戦略レベルの話になってくるため、実現までの道のりは長いと言える。国家の社会経済発展のために民間企業に協力を義務づけることも検討されてはいるが具体的になってはいない。

5. 国家職業技術教育および労働技能開発協議会（NTC）

TVET開発におけるPPP推進を含めたTVET関連のステークホルダーの連携強化を担うため、国家訓練協議会（National Training Council: NTC）が2002年に設置された。NTCは広く政策調整を行うメカニズムとして、関連する24の省庁の代表で構成され教育副大臣を議長とし発足した³⁵ものの、十分な資源がないことやステークホルダーからの関心の低さのために機能してこなかった。TVET法 [2013] では、「職業技術教育練および技能開発のための国家協議会（National Council for TVET and Skill Development: NTC（略語は変更無し）」と改名しており、NTC活性化の意図が読み取れる。その主な機能を、1) TVET開発政策や戦略についての助言および関連セクターへの周知、2) 職業教育マネジメントに関する法整備への助言、3) 職種、コンピテンシー・スタンダード、スキルスタンダードおよび技術試験についての助言、4) TVET開発におけるPPPについての規律への助言、5) Trade Working Group: TWGとその事務局の組成と解散、6) その他上層部からの業務命令の実行と定義している。NTC活性化の手段として教育省が省内にNTC-PO（Permanent Office）を設置しているが、その機能は十分に発揮されていない。NTC活性化はTVETマスタープランで既に指摘されており、官民双方からも強く要請があったものの旧態依然としており、改革にはセクターを超えたトップの政治判断が求められる。

6. 学校内店舗（OJT shop）における実践訓練

実践訓練機会の増加を目的とした新たな取り組みがある。民間企業におけるインターンシップは労働市場と密接に連携し、活きた職業技術を持つ被雇用者の育成には一定の効果を発揮する。しかし、経済規模の小さなラオスでは雇用機会は限定的であり、特に地方では習得した職業技術を活かし就職することが難しい。したがって、雇用機会により収入が左右される熟練被雇用者の育成だけでなく、自立して働くことができ、さらに雇用を産みだせる起業家の育成も必要である。そこで、職業技術も鍛錬でき、かつ小規模の起業家の輩出にも貢献する新たな手段として、学校内実地訓練店舗（On the Job Training shop: OJT shop）における実地訓練の取り組みを紹介する。

IV-JAPANが支援している職業訓練校³⁶は学校内にOJT shopを構え、訓練生が学校が所有する訓練機材を使用して一般のお客様に対してサービスを提供するというユニークな訓練形態を採用している。原材料費、水道光熱費、その他ゴミ回収費などの雑費はすべて訓練生の支出となり、利益はすべて訓練生の収入となる。午前8時から午後5時までの営業時間はすべて訓練時間となり、OJTを6ヶ月継続する。企業インターンシップでは職業技術の訓練に限られてしまう場合が多いが、OJT shopでは仕入れ、衛生管理、接客応対、経理など店舗運営に必

³⁴ 教育省への聞き取りおよびADB website。協力企業にはトヨタディーラー、ホンダディーラー、KPグループ、TACDOなどがある。

³⁵ Policy Review of TVET in Lao PDR [2013], UNESCO

³⁶ 2012年にVEDIの中にMizuki Advanced Vocational Training Centerを開設、調理・美容・縫製コースによる実地店舗を、2014年にはNFEDCに木工職業訓練校を開設、家具工場を操業している。

要なすべてのマネジメントを訓練生が担う。6ヶ月間の実地訓練により職業技術は鍛錬され、また、基本的な経営実務が実戦を通して身につくため、能力的には卒業後すぐに起業が可能となる。

また、このOJT shop型訓練スキームは職業訓練校運営においても効果的で持続可能な仕組みとなっている。訓練に必要な教材となる原材料は訓練生たちが自身のビジネスで生み出した利益によりすべて調達可能であるため、学校側の教材費の負担なく訓練実施が可能となっている。TVETにおいて教材費は実践を多く取り入れるほど大きく積み上がる課題であり、授業料に反映させれば訓練生の負担が増えるため、予算規模の小さな公立学校では実践を多く取り入れた訓練の提供が難しかった。この点でOJT shop型訓練は高い授業料を徴収する必要がなく、訓練生の経済的負担を軽減できる。そして、学校側も徴収する授業料で訓練校施設や機材の維持管理、事務用品費だけをまかなえばよい³⁷ため、ある程度のマーケットが存在するところであれば地方においても展開できるスキームである。

7. TVET教員および職員の能力開発

ラオスにおけるTVET教員の多くが低学位取得者であり、若く、そして実務経験のないまま学校卒業後すぐに教鞭をとっているのが現状である。職業技術レベルだけでなく、教授法や教材作成の能力の備わっていない教員が多く、教員の質がそのまま訓練の質に反映されている。基礎学力（読解力・計算能力）や基本的ライフスキルの欠如といった教員のキャパシティの限界が、高度な専門知識や技術の習得を阻んでいる。分野によっては緻密な計算にもとづく設計などが必要になるが、これらのスキルが欠如しているために総じて質が低くなる原因となっている。また、長い実務経験から高い専門技術を有していたとしても、それを論理的にわかりやすく教える能力が乏しく、正しく伝えるためのラオス語が身につけていないことが多い。また、マネジメントおよび業務管理能力といったソフトスキルも脆弱であり、訓練計画の立案やそれに沿った訓練実施や振り返りが出来ないため、質の高い訓練を提供することが困難である。

TVETマスタープランでは教員および職員の能力強化のため、就業前訓練（教授法や専門技術、コンピテンシー基準による訓練および評価方法）や現職教員訓練（技術および学位の向上）の実施、実務経験を積む機会の提供、教員養成機関としてのVEDIの強化、民間セクターからの専門家招聘、教員能力基準の設定などが盛り込まれたが、どれもまだ具体的な成果をあげるに至っていない。TVET法でTVET教員を理論教員と実践教員の2種に分類されることが定められ、民間において実務経験の豊富な人材を実践教員として採用し質を向上させるねらいがある。

これまでTVET教員養成は、VEDIとラオス国立大学工学部の2者が担ってきたが、2014年に両者を統合し、TVET教員養成機能をVEDIに集約することに決まった³⁸。STVETにより4段階のTVET教員能力基準がつくられている最中であり、それらの能力基準を満たすための教員養成カリキュラムや能力検定の開発がSTVET第2フェーズにて開始される予定である³⁹。

8. TVET情報システム

過去5年間に於いてADB、GIZ、ILOなどの国際機関により県別やセクター別での労働需要調査が部分的に実施されてはいるものの、包括的な労働需要の調査は2006年以来実施されていない⁴⁰。正確な労働市場からの情報に基づかないTVETが展開してきたため、建設などは労働需要の高い職種にも関わらず訓練生の興味関心が低く就学者数も少ない。しかし、他方でビジネスやIT、英語などの科目は高額な機材への投資が不要であるため、私立TVET校が多

³⁷ 公立校の場合、教員は公務員となり、給与は国家予算によって支払われる。

³⁸ MoES [2016]

³⁹ 教育省への聞き取り。

⁴⁰ MoES [2016]

く提供し、労働需要に対し供給過多という現象が起きている。ユネスコは労働福祉省がILOの支援を受け労働需要調査のシステムを構築していくべきであると提言している⁴¹。ADBがSTVETを通して労働福祉省と労働市場情報システム（Labor Market Information System: LMIS）の開発を実施しようとしているが、プロジェクト体制の問題により進捗していない。STVETでは教育スポーツ省とTVETに特化した教育マネジメント情報システム（TVET-EMIS）を開発し、学校別年度予算、学校別資産、訓練生や教員の情報登録、学校別予算、奨学金支給状況などの情報を管理できるシステムを構築し、情報入力が少しずつ開始されている。

9. TVETの品質保証

教育スポーツ省における教育全般の品質保証は2008年にQuality Assurance Center（現在のEducation Standard and Quality Assurance Center: ESQAC）の設置に始まり日が浅い。ESQACは現在30人程度の職員が配置されているが、その仕事の範囲は幅広く、限られた人数ですべての教育機関を網羅しなければいけないのが現状である。

TVETについては2011年にTVETQAマニュアルが開発され、少しずつ実施されてきている。TVETQAマニュアルは主としてTVET機関のガバナンスの質を評価対象としている。TVET実施機関の品質評価は10の品質基準と32の指標に基づいて、1) 自己評価（学校の職員・教員・生徒による1年毎の評価）、2) 内部評価（TVET、ESQAC、および地域のTVETQAネットワークによる2~3年毎の評価）、そして3) 外部評価（外部あるいは独立した機関による2~3年毎の評価で、卒業生を雇用している企業や組織が評価主対に含まれる）の3段階にわけて実施されることになっている⁴²。TVET機関の質に関するワークショップや評価者訓練の実施により、TVET機関が自己評価を実施できるようになったが、具体的な指標がないため自己評価の結果は実力を上回るものになっていることが多い。内部評価はTVET、ESQACがTVET機関を視察するにとどまっておらず、外部評価はまだ実施されていない。

卒業生のコンピテンシー保証は現在教育スポーツ省内では実施されていない。労働福祉省傘下のSDIがサワンナケート県のDaehanおよびKolaoの修理工場と連携しスキルテスト実施にむけて準備中である。しかし、その進捗状況によっては、教育スポーツ省内でもPPPにより企業内にテストセンターを設置する計画も予定されている⁴³。

第3節 TVET開発計画2016-2020

TVETマスタープラン2008-2015は、すべての活動のうち完遂したものが16%、進行中のものが65%、残りは未着手という結果となっている。進行中の活動の多くが国際援助によるもので支援の継続が予定されている。2008-2015年の活動は量に焦点を当ててきたが、2016-2020年は以下4つのコンセプトに沿って質と妥当性に焦点を当てた活動を展開していくとしている。

- 2008-2015年に開発した新しい8つの仕組みを強化（LMIS、EMIS、教員基準、学校基準、CBTモデル、中等教育における職業教育についての認識、NVQF、DCTなど）
- 全国的なパイロットプロジェクトの展開及び上記仕組みの普及
- パフォーマンスのモニタリング
- 持続的発展のための資源の最適化（特に機材と教員）

2020年度の公立TVET就学者数の目標は、合計で52,270名とされている。その内訳は初等教育修了者および前期中等教育中途退学者のうち10%がC1、C2就学（2,427名）、前期中等教育修了者のうち5%がC3就学（12,272名）、そして、後期中等教育修了者のうち25%がディプロマおよび上級ディプロマに就学（37,571名）となっている。

⁴¹ UNESCO [2013]

⁴² MoES [2011b]

⁴³ 労働福祉省および教育スポーツ省への聞き取り。

具体的な目標および戦略は以下のとおり。

上位目標

- 一般教育を修了したより多くの生徒が職業教育に入学するよう奨励する。
- 公立、私立の両方のTVET卒業生が雇用者から認められるだけの技術を持てるよう保証する。

目標

1. 職業技術学校やセンターをすべての県および適当な郡に設立し、すべての県が最低1校の学校あるいはセンターを所有している。
2. 既存の職業技術学校、職業訓練センター、および労働技術開発センターの向上と拡大。
3. 素質を備えた県の職業技術学校を短期大学に昇格させ、それらの学校がNVQFに沿って、様々なアプローチにより異なるレベルで訓練を提供可能にする。
4. 一般教育を修了した生徒の職業教育訓練へのアクセスを65%まで拡大し、職業教育機関に入学させる。うち25%は教育スポーツ省管轄下の職業機関に、残りは民間セクターやその他の職業機関への入学とする。

鍵となる追加目標

1. 最低10,000人の恵まれない環境にいる人たちがC1とC2コースのための奨学金を受け、1,000人が教育支援バウチャーを受ける。
2. C3とディプロマコースに入学する生徒の40%が奨学金を受ける。
3. TVETジェンダー平衡指数が50%となる。
4. 最低2,000人の生徒がDCTに入学する。
5. 最低20の新しい職能基準がTWGによって開発され、NTCによって承認される。
6. NVQFに関する法的書類が承認される。
7. 卒業生の追跡調査が3年毎に実施され、その結果がTVETコースの提供やカリキュラム改善に活用される。
8. TVET卒業生の技術と社会的能力が雇用者の80%に充分であると認められる。
9. 80-90%の訓練生が職業カウンセリングおよびガイダンスサービスにアクセスできる。
10. すべての訓練生がアントレプレナーシップのモジュールをコースの一部として履修する。
11. TVET機関は毎年、改定された品質保証指標に基づき外部評価を実施する。
12. TVET教員の資格向上の年次目標は、博士号1名、修士号5名、学士号10名、高等ディプロマ12名、「専門家教員」25~30名とする。
13. 地域産業界を含めた学校顧問委員会がすべてのTVET機関に設置され機能している。

戦略

1. TVET機関の能力開発、向上、および拡大
2. 社会や経済セクターのTVET開発への関与促進
3. TVETのアプローチおよび訓練形態の改善
4. TVET職員の就業前訓練および現職職員訓練
5. TVET品質保証
6. TVET情報システムの開発
7. TVET運営およびガバナンスの構造改善
8. TVETマネジメント、ガバナンスの政策および規定の形成

これら8つの戦略に従い、合計89の活動が計画されている。

第4節 ラオスにおけるTVET開発への効果的アプローチについての考察

TVETを質と量の両面で向上させ、適切な人材を労働市場に輩出していくには、TVET開発計画2016-2020を徹底して計画通りに実行することが肝要である。課題ごとに示された解決アプローチを具体的アクションレベルまで落としこめるかどうかが要となる。仮に実行力の課題が払拭されたとして、どのような活動を展開するにあたって外してはならない前提がある。その前提にもとづき、マクロ的視点、ミクロ的視点の両方からどのようなアプローチが必要であるかについて以下筆者の考察を述べる。

1. TVETに対する国民認識の改善のためのイメージ戦略

市場経済化とともに経済発展が急速に進んでいるにも関わらず、ラオス社会には農村社会の価値観が根強く残っており、特に産業の発展の遅れている地方の農村地帯では数少ない給与所得者である公務員を志望する傾向が色濃くでる。また、多くが熟練技術者としての生活にあまり馴染みがないため、民間企業で働くにしても事務的なオフィスワークを好む傾向がある。ゆえに一般高等教育への進学が重視されTVETはその次の選択肢となっている。現状のままでは人々はモチベーションが低いままTVETに就学することになるため、TVETが将来の成功や経済的豊さにつながることを早期に国民に気づかせる必要がある。マスメディアおよびソーシャルメディアを活用し、ラオス社会経済開発に貢献し成功している技術職プロフェSSIONナルを取り上げたプロモーションビデオを放映するなどして、洗練されたTVETを打ち出すイメージ戦略を展開していくことが、人々の認識改善、そしてTVET就学者数の向上に有効であると考えられる。

2. 組織横断的ガバナンスの強化

TVETはこれまで述べてきたように様々なアクターが存在しており、それぞれが独自に活動を展開している。TVET開発を推進していくには組織横断的なガバナンスの強化が必須となってくる。教育スポーツ省だけをとっても、ポストセカンダリーと呼ばれる高等教育局、TVED、NFED、中等教育局の間での連携、そして省庁レベルでは教育スポーツ省と労働福祉省、その他の関係省庁、および民間セクターとの連携が不可欠となっている。組織横断的なガバナンス強化を推進する主体としてNTC-POの活性化は最優先事項であるが、これはどの組織にも属さず中立的な立場を維持すべきであり構造改革が必要であると考えられる。

TVET開発は強化すべき領域が幅広く、また、複雑に絡み合っているため同時に推進していく必要がある。ひとつの国際開発援助機関だけではすべての開発領域をカバーするのは困難を極める。したがって、ドナー間におけるサブセクターごと、およびサブセクター内でのさらに細かい役割分担や連携も重要な鍵を握る。

3. TVET教職員のキャパシティに合わせたボトムアップによる能力開発

TVET開発の現場で痛切に感じるのは、TVET教職員の基礎学力や思考能力の低さがTVET開発の足枷となっていることだ。ここ数年でTVETを取り巻く環境は大きく変化しており、教育スポーツ省および中央の関連機関においてさえ新しいTVETスキームに精通している人材は限られているのが現状である。とくに、新しいスキーム開発にあたり海外から新しい用語や概念を輸入し、教育スポーツ省はそれぞれの用語にラオス語訳をつけている。訳語自体が一般のラオス人には目新しく、また定義の明確さにも欠けるため共通理解が遅れる原因となっている。開発当事者の足並みをそろえ開発を加速させていくには、TVET開発戦略や新しい概念を教職員に根気よく理解させ浸透させていくプロセスが必要である。

また、国際開発援助団体により様々な研修が行われ、現場のTVET教職員は新しい知識や概念に触れる機会が増えている。しかしながら、こういった研修内容も参加者のキャパシティの限界により正しく理解されない、また、記憶に残らないなど、参加者の処理容量を超えた情報がトップダウンで注がれ、そのまま流れ落ちていることが多い。彼らが新しく学んだ知識や概念を自らの業務に反映できるようになるためには、彼らのキャパシティに合わせた

参加型のボトムアップアプローチによる能力開発が、時間はかかるが大局的に見たときに効果的な支援となりうると思う。

<参考文献>

<英語文献>

Asian Development Bank [2015], *STVET Project – Consolidated Annual Report 2015 (January – December 2014)*, ADB Grant No. 0211-LAO, Ministry of Education and Sports, Vientiane, Lao PDR
Government of Lao PDR [2013], *Law on Technical and Vocational Education and Training (TVET) No.20/NA* (ກົດໝາຍວ່າດ້ວຍອາຊີວະສຶກສາ ເລກທີ 20/ ສພຊ)

_____ [2013], *Labor Law (Amended)*, No. 43/NA (ກົດໝາຍວ່າດ້ວຍແຮງງານ (ສະບັບປັບປຸງ) ເລກທີ 43/ ສພຊ)

Laos Japan Research and Consulting [2012], *Basic Study on Secondary Education, Technical and Vocational Education and Higher Education in Lao PDR*

Laos Ministry of Education and Sports [2007], *Strategic Plan for the Development of Technical and Vocational Education and Training from 2006 to 2020*, Vientiane, Lao PDR

_____ [2008], *Master Plan Development of TVET from 2008 to 2015*

_____ [2009], *Education Sector Development Framework 2009-2015*

_____ [2011a], *Education Sector Development Plan 2011-2015*

_____ [2011b], *Quality Assurance Manual for TVET Institutions*

_____ [2015], *Technical and Vocational Education and Training Development Plan 2016-2020*

_____ [2015], *Education Sector Development Plan 2016-2020*

Learning house for development [2014], *Directly of Lao CSO*

STVET <<http://www.stvetlao.org/>> 2016年6月9日

UNESCO [2013], *Policy Review of TVET in Lao PDR*

World Bank [2014], *Lao Development Report, Expanding Proactive Employment for Broad Based Growth*

<ラオス語文献>

Laos Minister of Education and Sports [2015], *ຂໍ້ຕົກລົງຂອງລັດຖະມົນຕີ ວ່າດ້ວຍມາດຕະຖານຫຼັກສູດອາຊີວະສຶກສາ ແຫ່ງຊາດ (Agreement of Minister of Education and Sports on National Standard of Technical and Vocational Education Curriculum)*

_____ [2015], *ຂໍ້ຕົກລົງຂອງລັດຖະມົນຕີ ວ່າການກະຊວງສຶກສາທິການແລະກິລາ ວ່າດ້ວຍການອອກປະກາສະບຍະບັດອາຊີວະສຶກສາ ພາກລັດ ແລະ ເອກະຊົນ (Agreement of Minister of Education and Sports on Vocational Certificate Issued by Public and Private Institutes)*

TVET, MOES <<http://www.moe.gov.la/tvet/index.php/using-joomla>> 2016年8月31日

<日本語文献>

津曲真樹[2013]「ラオス教育セクターの考察—ASEAN地域経済統合への道のりを念頭に—」

鈴木基義編著『変貌するラオスの社会と経済』JICAラオス事務所

水野敬子[2014]「ラオス教育セクター概説」

付表

付表1：略語および日本語対訳表

付表2：職業技術教育訓練用語のラオス語・英語・日本語対訳表および定義一覧

付表3：後期中等教育における職業教育カリキュラムの導入

付表4：ラオスにおける職業技術教育訓練機関一覧

付表5：主な国際開発援助団体によるプロジェクト別TVETカリキュラム開発の現状（2010年～現在）

付表6：職能基準（コンピテンシー・スタンダード）の開発状況

付表1 略語および日本語対訳表

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ASEAN	Association of South East Asian Nations	アセアン、東南アジア諸国連合
AEC	ASEAN Economic Community	アセアン経済共同体
DCT	Dual Cooperative Training	相互連携訓練
DESB	District Education Sports Bureau	郡教育スポーツ事務所
DSD	Department of Skill Development	労働技能開発局（労働福祉省）
ESDF	Education Sector Development Framework	教育セクター開発枠組み
ESDP	Education Sector Development Plan	教育セクター開発計画
GIZ	Deutsche Gesellschaft fuer Internationale Zusammenarbeit	ドイツ連邦国際協力社
INGO	International NGO	国際NGO
IVET	Integrated Vocational Education and Training	統合職業教育訓練
IV-JAPAN	International Cooperation NGO IV-JAPAN	国際協力NGO・IV-JAPAN
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力機構
LANITH	Lao National Institute of Tourism and Hospitality	ラオス観光ホスピタリティ国立研究所
LuxDev	Luxembourg Development Cooperation	ルクセンブルグ開発協力庁
LWU	Lao Women's Union	ラオス女性同盟
MoES	Ministry of Education and Sports	教育スポーツ省
MoLSW	Ministry of Labour and Social Welfare	労働社会福祉省
NFED	Non-Formal Education Department	ノンフォーマル教育局
NFEDC	Non-Formal Education Development Center	ノンフォーマル教育開発センター
NPA	Non-Profitable Association	非営利組合（ラオスローカルNGO）
NTC	National Training Council (former)	国家訓練協議会（旧）
	National Council for TVET and Skill Development (current)	職業技術教育訓練および技能開発のための国家協議会
NQF	National Qualification Framework	国家学位資格フレームワーク
NVQF	National Vocational Qualification Framework	国家職能資格フレームワーク
PESS	Provincial Education and Sports Service	県教育スポーツ局
SDC	Swiss Agency for Development and Cooperation	スイス開発協力庁
SDC	Skill Development Center	労働技術開発センター
SDI	Skill Development Institute	労働技術開発機関
STVET	Strengthening Technical and Vocational education and Training Project	職業技術教育訓練強化プロジェクト
TICA	Thailand International Cooperation Agency	タイ国際協力庁
TVED	Technical and Vocational Education Department	職業技術教育局（教育スポーツ省）
TVET	Technical and Vocational Education and Training	職業技術教育訓練
TWG	Trade Working Group	業界別ワーキンググループ
VEDI	Vocational Education Development Institute	職業教育開発研究所
VELA	Vocational Education in Laos	ラオス職業教育プロジェクト

付表2 職業技術教育訓練用語のラオス語・英語・日本語対訳表および定義一覧

1	Competency	特定の職種あるいは業務に必要な技術、職能のこと。これらをすべて満たすと職業基準を満たしたことになる。
	コンピテンシー	
	ສະມັດຖະພາບ	
2	Labor skill	改正労働法に定義されている労働技能。働くための技術、高度専門知識、能力および態度。
	労働技能	
	ສີມືແຮງງານ	
3	Skill Standard	労働技能基準。改定労働法で規定されており、それぞれの職種に必要とされる労働技能基準のこと。これらを満たしていれば労働技能が認められる。
	スキルスタンダード	
	ມາດຕະຖານສີມືແຮງງານ	
4	Vocational Standard	職業基準。TVET法で規定されており、それぞれの職種に必要とされる職業基準。これらを満たしていれば職業資格が認められる。
	職業基準	
	ມາດຕະຖານອາຊີບ	
5	National Qualification Framework	2016年6月時点で未設定。ラオス語を直訳すると国家学位フレームワークとなり、日本でいう国家資格とは異なるが、ラオスでは国家資格と学位がひとつにまとめられている。
	国家学位・資格フレームワーク	
	ຂອບວຽກງານສຶກສາແຫ່ງຊາດ	
6	Vocational Qualification	TVET法で規定されている職業資格の呼び方。国家学位資格フレームワークの構成要素となる。
	職業資格	
	ວຽກງານອາຊີບ	
7	Labor Skill Qualification	改定労働法2013に規定されている労働技能資格の呼び方。国家学位資格フレームワークの構成要素となる。
	労働技能資格	
	ວຽກງານສີມືແຮງງານ	
8	Formal education	学校制度の中で展開される教育。目的、方法、カリキュラム、就学期間が明確に定められており、教育修了の判断条件として成績がつけられ評価される。
	学校教育	
	ສຶກສາໃນລະບົບໂຮງຮຽນ	
9	Non - Formal education	ラオス語直訳をすると学校制度外教育。目的や形式、方法、学習期間に柔軟性を持たせた教育のことで、それぞれの受益者の実際の状況や需要に合わせて、学習内容やカリキュラムが柔軟に組まれる。
	ノンフォーマル教育	
	ສຶກສານອກລະບົບໂຮງຮຽນ	
10	In - Formal Education	学習者が自身の興味関心、状況や機会に応じて、他者や職場、社会、メディアおよびその他のリソースから学ぶことを通して自己教育すること。
	インフォーマル教育	
	ラオス語なし	
11	Life - Long Learning	人生の質を向上させるために、学校教育・ノンフォーマル教育・インフォーマル教育を組み合わせることで生まれた学習のこと。
	生涯教育	
	ラオス語なし	
12	Integrated Vocational Education and Training (IVET)	学校教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育を取り込んだ訓練のアプローチ方法。それぞれの教育形態に応じた学習・指導がひとつの訓練機関において行われる、そこで習得した単位は学校教育およびノンフォーマル教育の間で互換を可能にする目的がある。
	統合職業教育訓練	
	ອາຊີວະສຶກສາລະບົບປະສົມປະສານ	
13	Dual Cooperative Training	実践的訓練に重きをおいた官民連携型の訓練のこと。学校では理論を教え、民間企業においては実践的訓練を積ませる。
	相互連携訓練	
	ラオス語なし	

*ラオス各省庁から出されている法案や戦略文書の英訳は、省庁間や翻訳者間により当てられる訳語が異なる場合が多い。本稿では、混乱を避けるためにラオス語原文に従い訳語を上記のように統一した。また、それぞれの教育セクターにおける専門用語の定義を2007年に出された「2006年から2020年までの職業技術教育訓練戦略計画」をもとに追記した。

*2010年に出された「職業技術教育訓練および技能開発に関する首相令」では、労働福祉省は「ສີມືແຮງງານ」を「skill」と翻訳しているが、2013年の改定労働法では「labor skill」に変更している。後者のほうがより正確な翻訳であるため、本稿では当該首相令を除き、「ສີມືແຮງງານ」の訳語には「labor skill」「労働技能」を用いることとする。

付表3 後期中等教育における職業教育カリキュラムの導入

	選択教科	教科内訳	授業時間数(G10)	授業時間数(G11)
1	経営 (ທຸລະກິດ)	経営 (ທຸລະກິດ)	68	68
2	農業 (ກະສິກຳ)	経営基礎 (ທຸລະກິດ KAB)	12	12
		農業 (ກະສິກຳ)	56	56
3	電気 (ໄຟຟ້າ)	経営基礎 (ທຸລະກິດ KAB)	12	12
		電気 (ໄຟຟ້າ)	56	56
4	建設 (ກໍ່ສ້າງເອຫະສະຖານ)	経営基礎 (ທຸລະກິດ KAB)	12	12
		建設 (ກໍ່ສ້າງເອຫະສະຖານ)	56	56
5	冶金 (ໂລຫະກຳວິທະຍາ)	経営基礎 (ທຸລະກິດ KAB)	12	12
		冶金 (ໂລຫະກຳວິທະຍາ)	56	56
6	自動車 (ຊ່າງລົດຍົນ)	経営基礎 (ທຸລະກິດ KAB)	12	12
		自動車 (ຊ່າງລົດຍົນ)	56	56
7	家庭科 (ການເຮືອນ)	経営基礎 (ທຸລະກິດ KAB)	12	12
		家庭科 (ການເຮືອນ)	56	56

*Know About Business: KABはILOにより開発された起業家教育プログラムのこと。ILOは生涯教育における起業家教育を推進しており、KAB中等教育や職業技術教育、高等教育において起業家教育を導入したいと考えている加盟国のニーズに応えるものとして開発された。ラオスでは高等教育局傘下にあるラオ・インドア起業家養成センターがラオス語の教科書を開発した。

出所：後期中等教育カリキュラム施行承認および公開に関する教育スポーツ省令[2011]に基づき筆者作成。

付表4 ラオスにおける職業技術教育訓練機関一覧

1. ラオスにおける職業技術教育訓練機関 (公立)

学校名
1 職業教育開発研究所 (VEDI)
2 ラオス観光ホスピタリティ国立研究所 (Lanith)
3 パクパサック技術短期大学
4 工科短期大学
5 ヴィエンチャン県技術短期大学
6 チャンパサック県職業技術短期大学
7 ラオ・ジャーマン技術短期大学
8 ヴィエンチャン・ハノイ友好職業技術短期大学
9 ドンカムサン農業技術学校
10 ボケオ県職業技術学校
11 ボンサリー県統合職業技術学校 (IVET)
12 フアパン県統合職業技術学校 (IVET)
13 シェンクワン県統合職業技術学校 (IVET)
14 ルアンナムター県統合職業技術学校 (IVET)
15 サイニャブリ県統合職業技術学校 (IVET)
16 ウドムサイ県統合職業技術学校 (IVET)
17 ルアンパバーン県職業技術学校
18 ボリカムサイ県職業技術学校
19 カムアン県職業技術短期大学
20 サワンナケート県職業技術学校
21 セコン県統合職業技術学校 (IVET)
22 サラワン県統合職業技術学校 (IVET)
23 アッタプー県統合職業技術学校 (IVET)

出所：TVEDウェブサイトより筆者作成 (2015年6月9日時点)

2. ラオスにおける職業技術教育訓練機関 (私立)

	首都・県名	学校名
1	首都ヴィエンチャン	コムセンター短期大学
2		ラッタナー・ビジネスマネジメント短期大学
3		ラオ・アメリカ短期大学
4		センサワン短期大学
5		スクサワット短期大学
6		スットサカ・マネジメント・テクノロジー短期大学
7		ティブワリ短期大学
8		クエスト短期大学
9		ケヴィン短期大学
10		ブッドウィセート短期大学
11		ラオ・インターナショナル短期大学
12		サナパイ短期大学
13		セッタ・ビジネスマネジメント短期大学
14		サイ経済開発短期大学
15		ラオ・シンガポール短期大学
16		サハキットサンパン短期大学
17		カムサワット短期大学
18		ラオ・コリア短期大学
19		ヴィエンチャン職業開発短期大学
20		ヴィエンチャン人材開発短期大学
21		シリムンクン短期大学
22		キャット短期大学
23		ラオヴィエン短期大学
24		ラオトップ短期大学
25		ミーサイ財務短期大学
26		パムアン短期大学
27		ヴィエンチャン・テクノロジー研究所
28		ライロゴス短期大学
29	ウドムサイ	ラッタナー・ビジネスマネジメント短期大学 (分校)
30		ラオ・インターナショナル短期大学 (分校)
31		カムピー短期大学 (分校)
32	ボンサリー	ミットパサー短期大学
33	ボケオ	トンサパー短期大学
34	ルアンナムター	ケオポーサイ短期大学
35		ソンバット・ビジネスマネジメント短期大学
36	ルアンパバーン	マニヴァン・ビジネスマネジメント短期大学
37		ロワン短期大学
38		サイニャデッド短期大学
39	フアパン	サマイフンフアン・ビジネスマネジメント短期大学
40	サイニャブリー	チャンサムット短期大学
41		ハンタオ・ビジネスマネジメント短期大学
42		ラッタナー・ビジネスマネジメント短期大学 (分校)
43		パリサート・ビジネスマネジメント短期大学
44		アーサー開発短期大学
45	ヴォンチャルン・ビジネスマネジメント短期大学	

46	ヴィエンチャン県	ティップパポーン職業技術学校
47		ヴァンナサイ・ビジネスマネジメント短期大学
48		PCT・IT教育短期大学
49		センサワン短期大学
50	ポリカムサイ	コムビズ短期大学
51		スリニャ短期大学
52		ピアンチャルン短期大学
53	カムアン	ケオケンジャイ・ビジネスマネジメント短期大学
54		カムシスック・ビジネスマネジメント短期大学
55		サハキットサンパン短期大学（分校）
56		カムサワット短期大学（分校）
57		センサワン短期大学
58	サワンナケート	サイ経済開発短期大学（分校）
59		サトサワン・マネジメント研究所
60		サワン・ビジネスマネジメント短期大学
61		ソンシー短期大学
62		カムシスック・ビジネスマネジメント短期大学（短期大学）
63		サイソンバット・テクノロジー短期大学
64		チャンバサック
65	ポンサワン・ビジネスマネジメント短期大学	
66	スットヴィライ短期大学	
67	フアシアオ短期大学	
68	サラワン	サイパンニャ職業技術学校
69	アッタプー	コムビズ短期大学

出所：TVEDウェブサイトより筆者作成（2015年6月9日時点）

付表5 主な国際開発援助団体によるプロジェクト別TVETカリキュラム開発の現状（2010年～現在）

職 種		NVQF				
		C1	C2	C3	Diploma	High Diploma
1	自動二輪整備士（ຊ່າງສ້ອມແປງລົດຈັກ）	V		S		
2	自動車整備士（ຊ່າງສ້ອມແປງລົດຍົນ）			S		
3	農業機械整備士 （ຊ່າງສ້ອມແປງກົນຈັກກະສິກໍາ）			S		
4	溶接工（ຊ່າງຈອດ）			S		
5	戸棚製作者（ຊ່າງເຮັດຕູ້）			S		
6	家具塗装者（ຊ່າງສີໂດຍການພິນ）			S		
7	家具製作者（ຊ່າງຕໍ່ປະກອບວຽກງານໄມ）			S		
8	木工家具総合（ຊ່າງສ້າງໄມ້ເຜີນິເຈີ）	IV, V	IV			
9	建具工（ຊ່າງຕໍ່ປະກອບວຽກງານໄມ）			S		
10	れんが職人（ຊ່າງກໍ່ດິນຈ）			S		
11	コンクリート職人（ຊ່າງເບຕົງ）			S		
12	配管工（ຊ່າງນໍ້າປະປາ）			S		
13	大工（ຊ່າງໄມ້ໂຄງສ້າງ）			S		
14	建設（ຊ່າງກໍ່ສ້າງ）	V				
15	電気配線工（ຊ່າງຕິດຕັ້ງໄຟຟ້າ）	V		S		
16	帳簿係（ພະນັກງານບັນຊ）			S		
17	出納係、テラー、クラーク （ພະນັກງານຄັງເງິນສົດ, ບໍລິກອນແລະສະໝຽນ）			S		
18	秘書（ພະນັກງານເລຂານຸການ）			S		
19	営業とマーケティング （ພະນັກງານຂາຍແລະການຕະຫລາດ）			S		
20	調理・食品加工（ຊ່າງປຸງແຕ່ງອາຫານ）	IV, W, V, L	IV		L	
21	ホールマネジメント （Food and Beverage service）	L			L	
22	宿泊施設オペレーション （ການບໍລິຫານພັກ）				L	
23	観光オペレーション （ການບໍລິຫານທ່ອງທ່ຽວ）				L	
24	総合ホスピタリティ（ການໂຮງແຮມ）	W, V				
25	縫製・仕立（ຊ່າງຕັດຫຍິບ）	IV, W, V	IV			
26	美容（ຊ່າງເສີມສວຍຄວາມງາມ）	IV, W	IV			
27	酪農（ລ້ຽງສັດ）	V				
28	家庭菜園（ປູກຝັງ）					

IV: IV-JAPAN, L: Lanith, S: STVET, V: VELA, W: Lao Women's Union

出所：各機関への聞き取りをもとに筆者作成（2016年7月時点）。空欄は未開発。

付表6 職能基準（コンピテンシー・スタンダード）の開発状況

1. 教育スポーツ省による開発状況

業種	職種
自動機械整備	自動二輪整備士（ຊ່າງສ້ອມແປງລົດຈັກ）
	自動車整備士（ຊ່າງສ້ອມແປງລົດຍົນ）
	農業機械整備士（ຊ່າງສ້ອມແປງກົນຈັກກະສິກໍາ）
建築・建設	溶接工（ຊ່າງຈອດ）
	戸棚製作者（ຊ່າງເຮັດຕັ້ງ）
	家具塗装者（ຊ່າງສີໂດຍການພົ່ນ）
	家具製作者（ຊ່າງຕັ້ງປະກອບວຽກງານໄມ）
	建具工（ຊ່າງຕັ້ງປະກອບວຽກງານໄມ）
	れんが職人（ຊ່າງກໍ່ດິນຈ）
	コンクリート職人（ຊ່າງເບຕົງ）
	配管工（ຊ່າງນໍ້າປະປາ）
	大工（ຊ່າງໄມ້ໂຄງສ້າງ）
	電気配線工（ຊ່າງຕິດຕັ້ງໄຟຟ້າ）
ビジネス一般	帳簿係（ພະນັກງານບັນຊ）
	出納係、テラー、クレーク （ພະນັກງານຄັງເງິນສົດ, ບໍລິກອນແລະສະໝຽນ）
	秘書（ພະນັກງານເລຂານຸການ）
	営業とマーケティング（ພະນັກງານຂາຍແລະການຕະຫລາດ）

出所：STVET websiteに基づき筆者作成

2. 労働福祉省による開発状況

業種	職種	
建築 建設	コンクリート	溶接工
	れんが	タイル
	左官	家具
	塗装	配管
	電気	屋根
自動車 製造	自動車エンジン	自動車電子装置組立
	自動車塗装	自動車機器組立
	自動車電気配線組立	自動車サービス
レストラン・ホテル	ウェイター	パン職人
	バーテンダー	製菓見習い
	フード・ドリンクマネージャー	調理見習い
	ホールマネージャー	家事
インターネット・コミュニケーション・テクノロジー	コンピューター・ネットワーク・メンテナンス	ウェブ開発
	データベース構築	コンピューター・メンテナンス
	プログラマー	

出所：労働福祉省への聞き取りに基づき筆者作成